

(平成23年2月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 7 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 5 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 8 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 6 件 |

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月

申立期間当時学生だった私は、仕送りの中から国民年金保険料を納付していたはずだが、申立期間である平成5年9月のみ未納となっていることは不自然であるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付しているとともに、国民年金と厚生年金保険との切替手続を複数回、適切に行っており、申立人の納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人は、国民年金に加入した平成3年1月から7年1月までの期間の国民年金保険料について、申立期間を除き全て現年度納付していることが確認でき、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立期間のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年9月から同年12月まで

A市に帰郷し転入届を出した時に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付し、領収書が2枚あったことを記憶している。

その後の期間について、父が免除申請の手続きを行い、その書類と申立期間の領収書を国民年金手帳に挟んで保管していたことを記憶しているので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

なお、免除申請の書類と申立期間の領収書は、昭和55年4月に、B市役所で、C市への転出手続きを行い、「国民年金被保険者名簿記録事項証明書」の交付を受けた時、B市職員が捨ててしまった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、国民年金に任意加入し国民年金保険料を納付している上、免除期間の全てについて追納しているなど、申立人の納付意識の高さがうかがわれる。

さらに、申立人が現在居住しているD市の国民年金被保険者名簿及び国民年金納付記録台帳では、申立期間のうち、昭和48年9月から同年11月までの国民年金保険料は納付済みと記録されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

A事業所の事業主は、申立人が昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、21年9月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から21年9月1日まで

私は、昭和15年3月に学校を卒業後、B事業所に就職し、21年8月末頃まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。一緒に勤務していた同僚には、被保険者記録があるので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするB事業所の関連事業所であるA事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同姓同名で同一生年月日の者の基礎年金番号に未統合となっている厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、申立人から提出された国民労務手帳には、就業場所がA事業所であったことが記載されている上、申立人が記憶する申立期間の同僚には、B事業所又はA事業所において被保険者記録があることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿には、資格取得日が記載されているのみで、資格喪失日は記載されていないものの、申立人は、「昭和21年9月には漁船に乗っていた記憶があるので、その頃にはB事業所を辞めていたのではないか。」と述べている上、昭和21年8月23日にA事業所において被保険者資格を取得した者は、「私がA事業所で勤務し始めた当時、申立人は勤務して

いた。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の被保険者記録は、申立人のものと認められ、申立人は、昭和 21 年 8 月末日まで勤務していたと認められることから、資格喪失日は同年 9 月 1 日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を同年 9 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 11 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月 26 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 8 月 26 日から 56 年 12 月 25 日まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格取得日は 55 年 10 月 1 日となっている。申立期間の給料明細書によれば、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、資格取得日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において、A 社に勤務していたことは確認できる。

また、A 社の当時の経理担当者は、「当社では、入社後の 1、2 か月後に厚生年金保険に加入させていた。」と述べているところ、申立人から提出された給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除月数は、15 月であるのに対し、オンライン記録上の厚生年金保険被保険者月数は、14 月となっていることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除し

ていたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、前述の給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成4年11月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和55年8月26日から同年9月1日までの期間については、前述のとおり、A社の当時の経理担当者は、「当社では、入社後の1、2か月後に厚生年金保険に加入させていた。」と述べている上、申立人から提出された給料明細書によれば、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、A社（現在は、B社）の事業主は、申立人が昭和31年9月15日に船員保険被保険者資格を取得し、32年2月15日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和10年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和31年8月31日から32年2月15日まで

私は、申立期間もA社のC丸に乗船していたにもかかわらず、船員保険被保険者記録は昭和31年4月1日から同年8月31日までの期間のみで、申立期間の被保険者記録が無いことに納得できない。

なお、私の船員手帳にも、昭和31年3月7日から32年1月22日までC丸に乗船していた記載がある。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る船員保険被保険者名簿によれば、申立人と同姓同名で生年月日が9日異なる者の基礎年金番号に未統合となっている船員保険被保険者記録（被保険者期間：昭和31年9月15日から32年2月15日まで）が確認できるところ、当該被保険者期間は、申立人から提出された船員手帳の乗船記録とほぼ一致している上、同僚の一人は、「当時グループ操業をしていたため、乗船していた船は異なるが、私は申立人と一緒に仕事をしていた。」と述べていることから、当該未統合の被保険者記録は、申立人のものと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、前述の被保険者期間を除く昭和31年8月31日から同年9月15日までの期間については、前述の被保険者名簿によれば、申立

人と同日の同年4月1日に資格取得した同僚22人のうち19人は、申立人と同日の同年8月31日に資格喪失したことが確認できる。

また、同僚の一人は、「会社の命令を受けて転船する場合は、船長が船員手帳に係る手続を行っていたため、船員保険の加入記録と、船員手帳の雇入日及び雇止日は必ずしも一致していなかった。」旨を述べている。

さらに、複数の同僚に照会しても、申立人の当該期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

加えて、当該期間に係る船員保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の当該期間に係る船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年12月1日から5年4月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成15年4月1日から同年5月1日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月1日から5年4月30日まで
② 平成9年6月26日から18年4月7日まで
③ 平成15年8月12日
④ 平成15年12月24日
⑤ 平成16年8月12日
⑥ 平成16年12月24日
⑦ 平成17年6月15日
⑧ 平成17年8月12日
⑨ 平成17年12月22日

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間①のオンライン記録上の標準報酬月額が大幅に下がっている。この当時、私は役員だったが、報酬の引下げについての説明は無く、一方的に引き下げられたので、訂正してほしい。

また、申立期間②の標準報酬月額及び申立期間③から⑨までの標準賞与額について、B社に勤務した当時の同僚から、給与及び賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていなかった。

たと聞いたので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録によれば、申立人の申立期間①の標準報酬月額は、当初、申立人が主張するとおり、41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年4月30日）の後の平成5年7月2日付けで、4年12月1日に遡及して26万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は、同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、申立人は、「会社の社会保険事務には関与しておらず、報酬の引下げについての説明は無く、一方的に引き下げられた。」と述べているところ、同僚は、「申立人は作業員だった。」と述べている上、事業主も、「申立人はCの仕事に従事しており、事務には関与していなかった。社会保険の事務は私が行っていた。」と述べていることから、申立人は、前述の減額訂正に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、41万円に訂正することが必要と認められる。

申立期間②から⑨までについては、申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額並びに申立人の報酬月額及び賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、B社から提出された給料一覧表及び賃金台帳等の資料において確認できる報酬月額から、申立期間②から⑨までのうち、平成15年4月の標準報酬月額を22万円とすることが妥当である。

また、前述の給料一覧表及び賃金台帳等の資料により、申立期間②から⑨までのうち、前述の平成15年4月を除く期間については、オンライン記録上の標準報酬月額及び標準賞与額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額、報酬月額及び賞与額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額を超えている又は同額となっていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わ

ない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「平成15年4月の厚生年金保険料額を誤って控除した。」としていることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間の給料明細書に記載されている厚生年金保険料額は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額よりも高額となっているので、正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成4年11月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して

行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から3年3月まで

申立期間当時、私は大学生であったが、20歳になったので、父が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。

就職の際に、父から渡された年金手帳は紛失してしまったが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA市国民年金検認表によれば、申立人は、平成3年4月1日に被保険者資格を取得しており、申立期間は未加入期間となっていることが確認できる上、制度上、当時、大学生であった申立人は、任意加入対象者であることから、遡って申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の父は、「新聞などで、大学生も国民年金保険料を納付しなければならないことを知り、申立人の加入手続きを行った。」と述べているところ、学生が国民年金に強制加入することとされたのは、平成3年4月からである。

さらに、申立人は、父から渡された年金手帳は1冊であったとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年3月まで

時期は分からないが、申請免除期間の国民年金保険料を納付できなくなってしまう旨の通知が届き、私は、A市役所B支所で手書きの納付書を発行してもらい、同支所で国民年金保険料を納付した。申立期間が申請免除期間のままとなっているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所B支所で追納保険料を納付したとしているところ、同支所の窓口及び同支所内で社会保険事務所（当時）が行っていた年金相談では追納保険料を納付することはできない。

また、A市役所B支所内には、追納保険料を納付することができる金融機関が設置されているところ、申立人は、当該金融機関では納付していないとしている。

さらに、申立期間に係る追納保険料の納付時期及び納付金額についての申立人の記憶は定かではない上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月1日から29年5月20日まで
② 昭和30年6月1日から33年6月1日まで
③ 昭和37年12月28日から38年12月29日まで

私が、給料も無く見習としてA社（現在は、B社）に勤務した申立期間①について、親方が私の厚生年金保険料を納付したと思うので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

また、私が、昭和30年6月1日にC社に入社し、38年12月28日に退社するまで厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間②及び③について、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が、上司の氏名及び作業内容等を具体的に記憶していることから、具体的な勤務期間は特定できないものの、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の事業主及び経理担当者は既に死亡しており、B社の事業主に照会しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人は、「申立期間①は、給料も無く見習として勤務していた期間なので、私の厚生年金保険料は親方が納付していた。」と述べているところ、当該親方は既に死亡していることから、申立人の主張について確認することはできない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該親方は、昭和28年11月16日に被保険者資格を取得し、申立人と同日の30年3月15日に被保険者資格を喪失しており、当該親方についても、申立期間①

の一部の被保険者記録が無いことが確認できる。

申立期間②及び③については、申立人は、昭和 30 年 6 月 1 日から 38 年 12 月 28 日まで C 社に勤務していたと述べているところ、複数の同僚の記憶から、申立期間②当時、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、申立人の退社時期を記憶している同僚はいない上、同年 3 月 18 日に入社した経理担当者の二人は、「申立人のことは知らない。」と述べており、申立期間③については、具体的な勤務期間は特定できない。

また、C 社は、平成 12 年 2 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立期間②当時の経理担当者は、「申立人と同様の職人は 8 人程度いたが、社会保険事務所（当時）の指導があり、社会保険未加入者の手続を行った記憶がある。社会保険に加入させていなかった期間は、厚生年金保険料を控除していなかったと思う。」と述べているところ、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和 33 年 6 月 1 日に、申立人を含む 15 人が被保険者資格を取得したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月頃から34年3月頃まで

私は、申立期間において、A社B支社に外務員として勤務していたにもかかわらず、同社同支社における厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社の複数の同僚の記憶から、申立人は、申立期間当時、同社同支社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社B支社は、昭和34年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社同支社の申立期間当時の支社長及び経理担当者は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、A社B支社の複数の同僚は、「申立期間当時は、100人前後の従業員がいたと思う。」と述べているところ、同社同支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間に被保険者資格を取得している者は最大で38人であることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「内勤社員と外務員では社会保険の取扱いが異なっており、外務員の場合は、厚生年金保険に加入していない者もいた。」
「外務員は、営業成績によっては正社員になれず、正社員になるまでは厚生年金保険に加入できなかった。」と述べている上、申立期間において、申立人及び複数の同僚が外務員であったと記憶している二人についても、厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 1089（事案 809 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月 28 日から 61 年 3 月 29 日まで
私は、申立期間当時、A社に正社員として在籍し、B国で業務に携わっていた。同社の事業主は、私の申立期間中の厚生年金保険料を納付していたと述べているので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人とB国で一緒に勤務したA社の元従業員は、「申立人がA社の社員だとは聞いていなかった。」と述べていること、ii) 同社の元経理担当者は、「申立人は社員ではなく、下請としてB国へ行っていた。そのため、賃金台帳にも名前は記載されておらず、当社が申立人の厚生年金保険料を納付したということも無い。」と述べていること、iii) オンライン記録及び国民健康保険の加入記録によれば、申立人は、申立期間において、国民年金及び国民健康保険に加入し、国民年金保険料を全て納付し、申立期間の一部の期間については付加保険料も納付していることが確認でき、当該期間については、現年度納付したものと考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 6 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、A社が申立期間当時、毎月、申立人の給与をC金融機関（現在は、D金融機関）E支店に振り込んでいた旨を同社の元事業主が証明した「確認書」を提出しているところ、同金融機関本店によれば、申立期間のうちの一部期間において同社から申立人の口座に入金されていたことが確認できるものの、当該元事業主は、「既に関係書類を廃棄しており、詳しいことは記憶していない。」と述べており、当該確認書によって、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができ

ず、これは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。
このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月 21 日から同年 3 月 1 日まで

私は昭和 54 年 2 月 21 日から A 社（現在は、B 社）に勤務した。私が所持する同社発行の同年 3 月分の給料支払明細書によれば、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職金計算書に記載された入社月日により、申立人は、申立期間において、A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B 社では、申立期間当時、雇用保険と厚生年金保険の被保険者資格取得の手続きを同時に行っていたとしているところ、申立人に係る雇用保険の加入記録及びオンライン記録によれば、A 社に係る雇用保険被保険者資格取得日と厚生年金保険被保険者資格取得日は一致している。

また、B 社では、申立期間当時、試用期間があったとしており、2 か月から 6 か月の試用期間があったとする複数の同僚の記憶とも一致している。

さらに、申立人から提出された昭和 54 年 3 月分の給料支払明細書によれば、同年 2 月 21 日から同年 3 月 20 日までの期間に係る給与から控除された厚生年金保険料は、1 か月分のみであることが確認できるところ、B 社では、「当社の事務処理方法から、申立人が厚生年金保険に加入した昭和 54 年 3 月の厚生年金保険料は、同年 3 月分の給与から控除したと考えられる。仮に、申立期間の厚生年金保険料を申立人の給与から控除した場合は、同年 3 月の厚生年金保険料と共に、2 か月分の厚生年金保険料を同年 3 月分の給与から控除したこととなるが、同年 3 月分の給与から控除された厚生年金保険料は 1 か月分であることから、申立期間の厚生年金保険料は控除していないもの

と考えられる。」旨を述べている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月26日から同年6月1日まで

私は、A社（現在は、B社）に入社した昭和24年12月4日から退職した28年12月26日まで継続して勤務し、その間は一度も退職していないにもかかわらず、申立期間が未加入期間となっているのはおかしいので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社から提出された当時の労働者名簿によれば、申立人は、申立期間には、事業不振のため解雇されていたことが確認できる上、当該労働者名簿に記載された申立人の解雇日及び再雇用日は、厚生年金保険被保険者資格喪失日及び再取得日と一致している。

また、複数の同僚は、「申立人は、申立期間当時、一旦退職し再度入社した。」と述べている上、当該同僚のうちの一人は、「申立人と同時期に退職し、失業保険の手続を行った。」と述べている。

さらに、B社では、「申立人は、申立期間には在職していなかったことから、厚生年金保険料を控除していない。」としている。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月頃から24年頃まで

私は、昭和23年4月頃から24年頃までA社B工場に勤務していたが、一緒に勤務していた同僚には厚生年金保険被保険者記録があるにもかかわらず、私には被保険者記録が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場の複数の同僚の記憶から、具体的な勤務期間は特定できないものの、申立人が同社同工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社B工場は、昭和52年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主を特定できないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、A社B工場が昭和52年4月1日に適用事業所でなくなった当時の役員は、「会社の帳簿及びその補助簿、従業員名簿、賃金台帳等は全て焼却した。」と述べている上、複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間の雇用形態について、「臨時社員か正社員かは記憶していない。」と述べているところ、前述の役員は、「臨時社員は厚生年金保険に加入しておらず、臨時社員の中には1年以上勤務していた者もいた。」と述べている上、複数の同僚は、「正社員であっても、試用期間があった。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。